

3. 法学部、法学研究科

(1) 法学部、法学研究科の研究目的と特徴	3-3
(2) 「研究の水準」の分析	3-4
分析項目Ⅰ 研究活動の状況	3-4
分析項目Ⅱ 研究成果の状況	3-10
【参考】データ分析集 指標一覧	3-11

一橋大学法学部、法学研究科

(1) 法学部、法学研究科の研究目的と特徴

1. 組織の沿革と現状法学研究科、法学部の特徴

本研究科・本学部の研究目標は、組織の沿革、本研究科・本学部が法学教育と研究において果たしてきた役割、そして本研究科・本学部に対する社会的要請その他に基づいて設定されてきた。法学部（1951年に法学社会学部から独立）、大学院法学研究科（1953年設置）、法科大学院（2004年設置）、国際・公共政策大学院（2005年設置）、及びビジネスロー専攻（2018年設置）と、その組織を充実させてきた。

現在、本研究科・本学部は、①他研究科等と連携した、法学・国際関係分野における有数の研究・研究者養成の拠点、②法曹・民間企業・政府機関その他の志望に適した有為の人材の教育機関、そして③法律学、経済学、政治学との間の連携の下に専門的職業人を養成し再教育する研究教育機関として、日本の高等教育における重要な地位を占めている。

2. 研究目的と組織的特徴を踏まえて

上記の沿革と現状、さらに、社会のグローバル化・高度化が進んでいる状況を踏まえ、本研究科・本学部は、①社会科学の総合、②理論と政策の交流、③研究のグローバル化、④研究の高度化・先端化を、研究目的として掲げている。以下、その内容を略述する。

- ① 社会科学の総合：法学と国際関係研究からなる本研究科の特徴を生かし、国際的視野を備え、法と政治の相互作用の視点を持った研究を推進する。他の研究科との交流、人文科学・自然科学との交流を含め国内外の研究組織との交流連携をさらに推進する。
- ② 理論と政策の交流：2つの専門職大学院と、高度専門職業人のリカレント教育課程（ビジネスロー専攻）を併せ持つという組織的特徴を活かしつつ、本学の伝統である「アカデミズムと実学の統合」の理念を発展させ、政策提言を含め、国内・国際社会の現実的要請に対応できる法学・国際関係の研究体制の構築に取り組む。
- ③ 研究のグローバル化、現代社会のグローバル化（その反面としてのローカル化）を視野にいたした研究に取り組むとともに、国内外の研究交流を促進する法学・国際関係の研究体制の整備を目指す。世界的規模の学界、外国の学界、国際シンポジウムにおける報告や研究成果の公表、特にアジア・太平洋地域での共同研究体制の構築を図る。
- ④ 研究の高度化・先端化現代社会と学問の複雑化・高度化に対応して、法学・国際関係研究の高度化、先端化を促進する。特に、2つの専門職大学院を担う組織的特徴をここでも活かしつつ、学際的・政策的研究を推進する一方で、若手研究者を含め構成員が高度かつ先端的な課題に取り組むことが可能となる研究・教育体制を構築する。

(2) 「研究の水準」の分析

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

<必須記載項目1 研究の実施体制及び支援・推進体制>

【基本的な記載事項】

- ・ 教員・研究員等の人数が確認できる資料（別添資料 3203-i1-1）
- ・ 本務教員の年齢構成が確認できる資料（別添資料 3203-i1-2）
- ・ 指標番号 11（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 法学研究科における教育・研究人材

2019年5月1日現在、法学研究科には合計72人が所属し、法学部、法学研究科、法科大学院、又は国際・公共政策大学院における教育・研究に従事している。72人の職位の内訳は、教授50人、准教授13人、講師7人、助教2人である（別添資料 3203-i1-1）【再掲】。

講師のうち3人は、若手研究者の養成を目的として設けられているジュニアフェローとして採用されたものであり、1年契約期間において主に研究活動を遂行しつつ、限られた時間内で法学部生の導入教育も担当している。また、特に優秀な法科大学院修了者から2人を特任助教として採用し、先端グローバルローの研究に従事させている。

所属メンバーの年齢構成は、割合の多い順に、40代後半～50代前半が41%、50代後半～60代前半が33%、30代後半～40代前半が21%、30代前半までの者が5%である（別添資料 3203-i1-2）【再掲】。また、所属メンバーの女性比率が27.42%、外国人比率が8.06%（2018年度）と比較的高い比率を維持している。[1]

○ 研究の実施体制、共同研究の実績

各研究領域における研究活動は、経常的なものについては、各部門（公法、基礎法、刑事法、民事法、企業法経済法、国際法、国際関係論、法言語論、グローバル・ネットワーク論）単位及び当該部門の所属教員単位で遂行されている。

特定の分野又は学際的・国際的な研究活動を支援する組織として、法学研究科が設置したグローバル・ロー研究センターがある（別添資料 3203-i1-3）。グローバル・ロー研究センターには、教員5人（外国人教員1人含む）と特任助教2人を配置している。

その他、特定の研究領域の研究活動を推進する常設組織として、各所属教員が主宰し、又は所属する多数の研究会のほか（別添資料 3203-i1-4）、「一橋知的財産法研究会」（代表：長塚真琴教授）がある（別添資料 3203-i1-5）。また、刑事司法改革に関する日本・中国・台湾の研究者による国際共同研究プロジェクト（代表：葛野尋之教授）が2017年度から進行中である（別添資料 3203-i1-6）。

研究助成事業に基づき設置された有期の研究組織として、研究機構東アジア政策研究センター（代表：青木人志教授）があり、日本、中国、韓国の研究者によ

一橋大学法学部、法学研究科 研究活動の状況

る研究活動に従事し、各国において頻繁に研究発表を行っている（別添資料 3203-i1-7～8）。[1.1]

○ 国際交流及び国際共同研究の推進

2016年6月にグローバル・ロー研究センターが法学研究科に設置された。これは、法学研究科におけるグローバル・ロー研究を促進及び統括するものであり、国内外の研究教育機関及び実務諸機関と連携して最先端の研究課題に取り組み、その成果を広く国内外に発信することなどを目的とする。設置から3年を過ぎた現在までの間に、国際交流セミナー及び国際シンポジウムを計13回開催している（別添資料 3203-i1-4）【再掲】。特に2018年度には、今後の研究の発展の方向性を意識して、ODR (online dispute resolution) をめぐる国際シンポジウム、及び、産業技術総合研究所、ケンブリッジ大学法学部 Center for Corporate and Commercial Law との共催による「テクノロジーの進化とリーガル・イノベーション」をテーマとした学際的な国際シンポジウムを開催している。[1.1]

<必須記載項目2 研究活動に関する施策／研究活動の質の向上>

【基本的な記載事項】

- ・ 構成員への法令遵守や研究者倫理等に関する施策の状況が確認できる資料（別添資料 3203-i2-1～2）
- ・ 研究活動を検証する組織、検証の方法が確認できる資料（別添資料 3203-i2-3～4）
- ・ 博士の学位授与数（課程博士のみ）（入力データ集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 法令遵守・研究者倫理等に関する施策

研究機構長・研究費不正使用防止計画推進室長の2019年2月22日付依頼文書に基づき、法学研究科では、研究倫理教育及び研究費不正防止に関するコンプライアンス教育として、研究科において研究活動を行うことを職務に含む者に対し、日本学術振興会のe-learningを受講させることとしている。また、前記の教育を未受講の者については、「研究費不正使用防止に関するコンプライアンス教育 実施要項」所定の試験を受けさせ、基本的ルールを修得させることとした（別添資料 3203-i2-1）【再掲】。その結果、常勤教員の92%、非常勤教員（特任教授・講師等）の62%、学生アルバイト（教育・研究補助者）の56%、そして非常勤講師の31%が前記プログラムを受講している。なお、研究者倫理及び研究不正の不正使用防止に関する大学の綱領の周知及び遵守に努めている（別添資料 3203-i2-2）【再掲】。[2.1]

○ 研究活動の不正行為等を検証する組織

全学会議である一橋大学研究機構会議が置かれ、研究活動の不正行為等を検証する組織となっている（別添資料 3203-i2-3）【再掲】。[2.1]

一橋大学法学部、法学研究科 研究活動の状況

○ 博士（うち課程博士）の授与数

2016年度 11人（うち課程博士10人）

2017年度 5人（うち課程博士5人）[2.0]

<必須記載項目3 論文・著書・特許・学会発表など>

【基本的な記載事項】

- ・ 研究活動状況に関する資料（社会科学系）（別添資料 3203-i3-1）
- ・ 指標番号 41～42（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 研究活動状況

法学研究科の専任教員の業績は、2016年度から2019年度までの合計で、著書148点、論文等（研究論文・ディスカッションペーパー・書評・翻訳等）564点である。著書のうち単著は27点である（他は共著、分担執筆、〔共〕編著、監修、または共訳）。また、著書のうち日本語のものが133点、外国語のものが15点あり、研究論文のうち日本語のものが434点、外国語のものが30点、また、査読付きは51点（外国語論文15点）ある。

著書の刊行、長文の論文が重視されている法学政治学分野において、各構成員は点数から見ても旺盛な研究活動を展開している。また、著書、論文とも、各年度の件数に大きな増減はなく安定している（別添資料 3203-i3-1）【再掲】。

<必須記載項目4 研究資金>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 25～40、43～46（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 科研費の獲得状況（2016年度～2019年度）

科研費については、累計100件の申請（うち、新規50件）を行い、78件（うち、新規29件）が採択されている（採択率78%。新規採択率58%）。それぞれの採択率は、2010年度から2015年度までの値（68%、42%）を大幅に上回っている。

○ その他（2016年度～2019年度）

公的資金助成は2件、寄附金及び公益法人から受託研究及び助成金は13件である。助成金及び受託研究費等の総額は28,883千円である。

<選択記載項目B 国際的な連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 外国の研究者との研究交流実績

外国の研究者を招聘して実施した研究会・セミナー・シンポジウム・集中講義は2016年度から2019年度までの間で合計59件あり、招聘した外国の研究者の数はのべで60人を超える(別添資料3203-i1-4)【再掲】。[B.2]

○ 研究活動の支援組織、その他

国際的な研究活動の遂行又は支援組織として、グローバル・ロー研究センター及び研究機構東アジア政策研究センターが設置されている。また、刑事司法改革に関する国際共同研究プロジェクトが進行中である(別添資料3203-i1-6)【再掲】。[B.1]

<選択記載項目C 研究成果の発信／研究資料等の共同利用>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 研究成果の公表機会の確保

(1) 雑誌「一橋法学」

2002年3月に1巻1号を発刊して以来、1年間に3号を刊行し続けている。2016年4月からの2020年3月までの間に掲載された論文の総数は138点である。このうち、教員執筆による論文等が51点、客員研究員又は大学院生によるものが53点、外部の研究者によるものが34点となっており、論文の数及び執筆者の多様性の双方とも充実している。大学院生の投稿論文については、編集委員会の関与の下、2人の審査員による厳格な審査を実施している(別添資料3203-iC-1)。

(2) 雑誌「Hitotsubashi Journal of Law and Politics」

年1回(2月)の発行であり、2017年2月から2020年2月までに21点(いずれも英語論文)が掲載されている。執筆者の内訳は、本学の教員5人、外部の研究者11人である(別添資料3203-iC-1)【再掲】。

(3) ウェブマガジン「一橋ローレビュー」

本誌は、本学法科大学院の、在学生、修了生(司法修習生として法律実務に携わる者を含む)、実務家教員、そして研究者教員が一体となり、日本の法学及び法曹実務の発展に寄与することを目的として、2015年3月に創刊された。編集は法科大学院の在学生及び修了生が担当し、法学研究科の研究者教員が顧問を務めている。これまでの間に、創刊号(2015年3月)、第2号(2017年10月)、第3号(2019年3月)が刊行されている。そして、掲載論文等は合計で17件あり、在学生・修了生が13件、教員が4件寄稿している。(別添資料3203-iC-1)【再掲】。一橋ローレビューWebサイト(別添資料3203-iC-2)[C.1]

一橋大学法学部、法学研究科 研究活動の状況

○ 公開セミナー「一橋大学政策フォーラム」による研究成果の発信

一橋大学は、公開形式のセミナー「一橋大学政策フォーラム」を通じて各種研究プロジェクトの研究成果や政策提言の情報発信を行い、実施報告を新聞に掲載している。法学研究科が2016年度から2019年度にかけて実施したのものとして、次の3件がある。

- ①「福島原発事故と法政策 - 震災・原発事故からの復興に向けて -」（2016年9月24日～25日、於：一橋講堂、代表者：高橋滋教授）
- ②「グローバルな社会と法の役割——一橋大学におけるグローバル・ロー研究・教育の展開」（2017年10月28日、於：如水会館、代表者：葛野尋之教授）
- ③「食の安全をいかに守るか——行政法・消費者保護法・刑事法からの政策提言」（2018年9月24日、於：一橋講堂、代表者：青木人志教授）[C.1]

○ 海外における学生の研究発表機会の提供（別添資料 3203-iC-3）

本研究科は、法学分野の教育及び研究における中国トップクラスの大学である、人民大学法学院との間で部局間交流協定を締結して活発な学術・学生交流を継続している。その一環として、本研究科は、中国人民大学からの招請を受け、同大学が各国の有力な法学部・法科大学院の学生を集めて毎年開催する「法学生国際フォーラム」(International Forum for Law School Students)に学部及び大学院の学生を派遣し、英語による研究発表を行わせている。すなわち、2016年度には法学部3年生1名、2017年度には博士後期課程の大学院生1名、2018年度には博士後期課程の大学院生1名、2019年度には修士課程の大学院生1名が研究報告を行い、高い評価を得ている。[C.1]

○ 研究機構東アジア政策研究センターによる「東アジア地域における食品安全法制の比較法的研究」プロジェクト

本センター及び本プロジェクトの目的と概要は、分析項目Ⅰ－必須記載項目1で紹介したとおりであるが、その成果物として、論文20点、書籍（共著・翻訳含む）6点が刊行されたほか、セミナー及びシンポジウム等を20回開催している。（別添資料 3203-i1-7）【再掲】[C.1]

<選択記載項目D 学術コミュニティへの貢献>

【基本的な記載事項】

（特になし）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○ 本研究科教員の受賞（2件）（別添資料 3203-iD-1）

(1) 森千香子准教授による単著『排除と抵抗の郊外：フランス（移民）集住地域の形成と変容』（東京大学出版会、2016年）（2015年度法学研究科選書）が、2016年度において、第33回渋沢・クローデル賞の特別賞及び第16回大佛次郎論壇賞をダブル受賞した。

(2) 森川俊夫名誉教授による共訳『トーマス・マン日記』全10巻が、2016年度

一橋大学法学部、法学研究科 研究活動の状況

において、第 52 回日本翻訳出版文化賞を受賞した。[D. 0]

○ 学会活動への貢献

2016 年度以降において本研究科の教員が、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を務める学会として、日本軍縮学会、国際取引法学会、国際商取引学会、法文化学会、日本刑法学会、日本 18 世紀学会、日本法哲学会などがある。[D. 0]

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

<必須記載項目1 研究業績>

【基本的な記載事項】

- ・ 研究業績説明書

(当該学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準)

本学部・研究科は、社会科学の総合及び理論と政策の交流という目的を有しており、法学と国際関係研究により構成されている点に特色がある。そのため、法と政治の相互作用という視点をもつ研究を推進することが最も重要であると考えている。また、現代社会のグローバル化を視野に入れた研究の国際化に向けた取組をも推進している。とりわけ近時における AI の急速な発展に代表されるテクノロジーの進化とリーガルイノベーションという現代的な課題に取り組み、国内外の研究交流を促進する法学・国際関係の研究体制の整備を目指す研究であるかどうかという点も考慮している。

以上のような本研究科の目的に照らし、分野を超えた総合性を有するものあるいは国際的なインパクトをもたらさしめる基礎研究として学術的意義が広い範囲に認められるもの、そしてまた、社会、経済、文化的意義に及ぼす波及効果が大きいと考えられるものを優先するという判断基準で研究業績を選定した。

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 研究業績説明書に掲載した「テクノロジーの進化とリーガルイノベーションに関する研究」は、ロボットやAIといったテクノロジーによって社会にイノベーションが巻き起こされるときに、社会システムとして法がどのような対応を求められるのかという問題意識から出発し、文理を超えて多様な分野の研究者や実務家がそれぞれのアプローチから具体的な問題を素材として議論を戦わせ、問題意識の共有を図ることにより、各分野における検討課題を一層明確化することを通じて、AIに関する法の今後の発展の礎を形作ることを目的とする研究である。

この研究による国際シンポジウムの成果は高い評価を受け、その成果に基づき一橋大学と英国ケンブリッジ大学の日英共同プロジェクトが、UKRI と JST の国際共同公募に採択された。(別添資料 3203-ii1-1)

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標 番号	データ・指標	指標の計算式
5. 競争的外部 資金データ	25	本務教員あたりの科研費申請件数 (新規)	申請件数(新規) / 本務教員数
	26	本務教員あたりの科研費採択内定件数	内定件数(新規) / 本務教員数 内定件数(新規・継続) / 本務教員数
	27	科研費採択内定率(新規)	内定件数(新規) / 申請件数(新規)
	28	本務教員あたりの科研費内定金額	内定金額 / 本務教員数 内定金額(間接経費含む) / 本務教員数
	29	本務教員あたりの競争的資金採択件数	競争的資金採択件数 / 本務教員数
	30	本務教員あたりの競争的資金受入金額	競争的資金受入金額 / 本務教員数
6. その他外部 資金・特許 データ	31	本務教員あたりの共同研究受入件数	共同研究受入件数 / 本務教員数
	32	本務教員あたりの共同研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入件数(国内・外国企業からのみ) / 本務教員数
	33	本務教員あたりの共同研究受入金額	共同研究受入金額 / 本務教員数
	34	本務教員あたりの共同研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ) / 本務教員数
	35	本務教員あたりの受託研究受入件数	受託研究受入件数 / 本務教員数
	36	本務教員あたりの受託研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入件数(国内・外国企業からのみ) / 本務教員数
	37	本務教員あたりの受託研究受入金額	受託研究受入金額 / 本務教員数
	38	本務教員あたりの受託研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ) / 本務教員数
	39	本務教員あたりの寄附金受入件数	寄附金受入件数 / 本務教員数
	40	本務教員あたりの寄附金受入金額	寄附金受入金額 / 本務教員数
	41	本務教員あたりの特許出願数	特許出願数 / 本務教員数
	42	本務教員あたりの特許取得数	特許取得数 / 本務教員数
	43	本務教員あたりのライセンス契約数	ライセンス契約数 / 本務教員数
	44	本務教員あたりのライセンス収入額	ライセンス収入額 / 本務教員数
	45	本務教員あたりの外部研究資金の金額	(科研費の内定金額(間接経費含む) + 共同研 究受入金額 + 受託研究受入金額 + 寄附金受入 金額)の合計 / 本務教員数
	46	本務教員あたりの民間研究資金の金額	(共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ) + 受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ) + 寄附金受入金額)の合計 / 本務教員数